

記者発表資料
令和8年7月16日
教育庁文化財課保存活用班
担当 生田・小野・小林
電話 022-211-3683
bunzaih@pref.miyagi.lg.jp

文化財保存活用地域計画の認定について

令和8年7月17日、文化審議会文化財分科会は、下記の文化財保存活用地域計画1件を新たに認定するよう、文化庁長官に答申する予定です。認定は、答申後に行われる通知をもって正式決定となります。

本地域計画は、平成31年4月に施行された改正文化財保護法により制度化されたもので、市町村が作成する地域における文化財の保存・活用に関する総合的な計画です。本認定により各市町村では、文化財の保存・活用が一層推進されることとなります。

今回認定を受ける塩竈市の地域計画は、名取市及び涌谷町に続いて県内3件目の認定となります。

記

文化財保存活用地域計画名	概要（詳細は別添資料）
塩竈市文化財保存活用地域計画	市域の歴史文化について、5つの特性と、特性を考慮した2つの区域を設定し、豊かな歴史文化をみがき、未来へつないで、魅力にあふれたまちを創ることを目標とした計画です。

塩竈市文化財保存活用地域計画にかかる問い合わせ先

塩竈市教育委員会教育部生涯学習課

022-355-2885